

第三節 商業・金融

第一項 商業

戦後の商業 第二次世界大戦直後、物価高騰などの影響が考えられて、切符制や配給制は継続され、物資の供給は制限されていた。昭和二十四年頃から段階的に配給制が解除され、戦前同様に企業が活動できるようになると、流通は再生されていく。

商業・流通業の大きな流れとして、先ずは百貨店の復活があった。大型店と中小小売店との競争が展開され、昭和三十一年五月、百貨店法（第二次）が成立、翌月から施行され、その営業に規制が加えられた。こうした流れとは別に、新しい業態の店舗であるスーパー・マーケットが一九五〇年代後半から躍進した。政府は流通の近代化を担う小売業としてその成長を期待していた。大店法に抵触しないようにスーパーは巨大化していき、地方都市への進出を果たした。昭和四十七年に売上高において、ダイエーが三越百貨店を抜き、スーパー・マーケットが百貨店を追い越したのである。こうしたスーパーの躍進は地方都市の商店との衝突が見られ、また擬似百貨店の問題もあり、昭和四十八年に大規模小売店舗法（大店法）が制定されるようになった。店舗面積が一五〇〇㎡以上の小売店を規制対象として、売場面積・開店日・閉店時刻・休業日数などの調整が行われるようになった（田島義博『歴史に学ぶ流通の進化』日経事業出版センター・二〇〇四年、石原武政・矢作敏行編『日本の流通100年』）

食料品の価格 終戦直後にも実施されていた切符制・配給制が昭和二十四年頃から徐々に解除されていくが、亀山地方での昭和二十五年五月段階での食料品の小売価格はどうであったかを見ていく。『県統計月報』によると、食料品価格は白米一升九

○円、押麦同五〇円、小豆同二五〇円、醤油同五六円、清酒（一級）同九五〇円、牛乳一合一〇円、味噌百匁一二円、みかん同四〇円、りんご同二五円、鶏卵一個九円、となっていた。これを都市部の平均価格と比較すると、味噌は約一円、牛乳は二円安く、醤油は同じ分量で八七円八四銭であったから、相当安かったと言える。反対に白米は約二二円高かった（週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』）。

商工会議所の発足 昭和二十五年十二月、亀山商工会議所が創設された。会長には岩間与一が就任した。設立の目的は「地区内における商工業界及び一般町民の公正なる与論を結集して、その実現に努め総合的に商工業の改善発達を促進しあわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国経済の発展に寄与すること」である。二十六年七月三日、社団法人として許可された（亀山商工会議所所蔵文書）。当初、東台町に商工会議所は設置されていたが、四四年三月に東御幸町に竣工した亀山商工会館に、四月から移転した。同会館は、鉄筋コンクリート三階建て延べ面積一三二九・七一㎡、エレベーターが設置され、冷暖房も完備しており、当時、「近代的」な建物として話題となった。一階はレストランと貸事務所、二階は結婚式と披露宴などができる和室、一五〇人収容の大会議室、三階は商工会議所、会頭室、JCLルーム、小会議室、教養室、貸し部屋などがあつた（『広報かめやま』二〇二号）。

商業従事者 亀山における商業従事者（卸売商・小売商）の人数は、昭和三十年に一五二九人、三十五年に一六五五人、四十年に一八二七人、四十五年が二〇一五人、五十年が二二〇七人、五五年が二四五八人、六十年は二五二六人、と推移している。五年ごとのデータであるが、一期も減少していない。増加数は昭和三十〇三十五年で一二六人、三十五〇四十年で一七二人、四十〇四十五年で一八八人、四十五〇五十年で一九二人、五十〇五十五年で二五一一人、五十五〇六十では六八八人、であつた（『市

勢要覧』。

亀山では商業者間で組織化の動きが見られ、昭和三十八年六月、亀山新開地商店街協同組合が結成された。宮西昌雄がその代表者であった。組合員数は一六であった。同組合が発足してから商慣行の改変がなされ、昭和四十一年三月より亀山市内の商店では売掛金を毎月二十五日締めとし、月末に集金することに統一されるようになった。

スーパーマーケットの亀山進出 津市に本店のあるスーパー富士屋が亀山に進出してきた。昭和五十八年十月にスーパー富士屋は屋号を「ニューライフ」に変更しているが、そのニューライフが「亀山店」を関町で開店した。また、亀山市で近代化の推進を急ぐ一部の商店主が大型ショッピングセンターの建設を発表した。地元商店街では同ショッピングセンターの進出を脅威に思っていたが、共存共栄を図ると言うことで昭和五十一年十一月に東幸町でエコーが開店した（『亀山のあゆみ』。昭和五十九年には松阪に本店のある食品スーパーのフレックス（現・マックスバリュ中部株）が亀山市に出店した。同社は三重県北部に店舗展開を始め、鮮度管理を重視して、食品加工設備を持つ店舗を開設した。出店規制の関係で店舗面積一二〇〇〜一五〇〇㎡の標準店やショッピングセンター型店舗の出店は簡単にはいかず、新しいタイプの店舗を出店する方針を固めた。第一号店は亀山市の井田川店で、約三五〇〇㎡の敷地に床面積約七〇〇平方メートルの店舗を構えた。売り場面積は四九五㎡でここに冷凍庫・冷蔵庫・店内加工施設も設置されており、鮮魚・精肉・青果物の調理、小分け、パックなどの作業が可能となった。生鮮を中心とした約七〇〇〇の取扱品目で営業することになった（『日本経済新聞』昭和五十九年一月十二日夕刊）。

東町商店街の近代化と街路事業 昭和四〇年代の後半、東町商店街の近代化が進められた。亀山市の商業活動の中心地の東町商店街は消費者の生活便宜施設として大きな使命を担っていた

が、道路網の整備、客用駐車場などの近代化は他の都市と比較すると、遅れていた。商店街ではこうした状況に対して、打開策を講じようとする気運が高まり、商工会議所の適切な指導のもと、昭和四十七年東町商店街近代化促進期成会が結成された。亀山市側も同会の主張・意向に理解を示し、四十七年十二月には商店街の道路について都市計画上の街路計画決定に取り上げられた。道路の幅が狭小で、客用駐車場が設置されていない状況では消費者の欲求を充足することはできなかつた。モーターゼーションが進む中、朝夕のラッシュ時に交通渋滞となり、道幅の狭い道路は人と車とでひしめくようになった。四七年には三重交通バス白子線が国道経由に変更された。消費者は商店街の環境整備の立ち遅れから他市へ流出した。四十八年五月には道路の拡幅、商店の近代化の同意書を作成し、地域住民の八〇％以上の賛成を得て、大きく前進していった。会長会長永田幸夫は市議会議長松田辰雄に昭和四十八年九月十三日、「都市計画の街路事業に伴う道路拡幅の件についての請願書」を提出した。

マスタープラン 亀山市東町商店街振興組合が昭和四十九年に発足した。それ以来、街区の商店街改造計画を推進してきた。昭和五十三年度には国・県の助成を受けて、「マスタープラン」を作成している。その後実施計画を練り、昭和五十六年二月には中小企業事業団の計画診断を、更に八月には第一回の建設診断を受けた。県知事に対し、中小小売商業振興法にもとづく商店街整備計画（商店街改造事業）に係る認定を申請していた。十一月には認定される見通しとなっていた。組合としては認定が下り次第、五十六年度予定工事に着工する段取りで諸般の準備を進めており、同組合理事長の鈴木吉男は五十六年十月十一日付で、「陳情書」を提出している。それによると、商店街近代化事業は都市計画街路事業（県道拡幅）と平行して実施されるものであり、両事業の完全な斉合が事業の円滑な推進に不可欠であった。これについて、近代化事業の推進について強力な



写真9-2 近代化事業中の東町商店街（昭和50年代後半）



写真9-3 近代化事業が完成した東町商店街（昭和62年）

支援と街路事業に関しての年度別の予算措置について配慮を願う出るものであった（「商店街近代化事業に対する支援お願い県営街路事業本丸高塚線の五十七年度以降予算措置についての陳情書」（整理番号一一一―四六発信者・亀山東町商店街振興組合・昭和五十六年十月十一日）。また、同年十二月、東町商店街振興組合は今井市長に対して近代化事業への陳情を行っており、市長はそれに対して次のように答弁（○印）している。「東町商店街振興組合から今井市長への陳情」、「東町振興組合の市長陳情と市長答弁」（背表紙『東町商店街近代化綴』箱番号二七二 起年度四十九年度 完結年度〇一年度 表表紙 近代化事業）。

1. 組合運営助成金について、
（要旨） 本年五月七日に市長陳情の際、組合運営費に対する助成として本年度一五〇万円のご諒承を頂き組合予算に計上しております。事業推進に伴い組合は資金繰逼迫の現状でありますのでよろしくお願い申し上げます。

○組合助成については事業実施の状況を見ながら実績が掌握出来る3月議会で提案したい。

○来年度以降については事業計画を担当課に提出してほ

しい。

2. 東端駐車場私有地払下げについて

(要旨) 近代化事業五六年度計画の東端駐車場用地を早急払下げ契約をお願いしたい。

○五六年度事業として、一二月一六日までに契約したいとの申し出であるが、一六日の産健委員会で説明をしたので若し必要なれば仮契約のかたちで担当課に伝えておく。

○価格については、その目的で所有している土地であるから議会にも説明をして安く出来るよう努力をしたい。
○ちびっこ広場については道路計画でカットする部分については担当課の指示を受けて欲しい。

○駐車場について他の計画全体についてもあらかじめ議会に説明しておく必要があるので聞かせてほしい。

3. エコー増床問題について

(要旨) 今回の約三六〇〇㎡増床計画は東町商店街近代化事業を根底からゆるがすものであり、組合としては到底容認できるところではありません。行政側のご配慮をお願いします。

○目下議会の関係で会議所会頭とも相談できないが主旨はよくわかるので努力はしたい。

4. 二丁目～五丁目街路事業の認可について

(要旨) 近代化事業との整合性から一日も早い認可についてご高配賜りたくお願いします。

○1月に上京するので国の方へもお願いして来る。予算の関係等時期的に遅れることは あっても認可は間違いない。

○市からの要請がないという県の計画課の意見は間違

であり、私にまかせておいてほしい。

5. 五七年度予算について

(要旨) 街路次長費(約七億円) 近代化予算事業(共同施設費三四六五万円)について市として予算措置をお願いします。

○主旨はよくわかった。

6. 市より組合へ人的な助成をお願いしたい。

(要旨) 東町整備事業施設段階に入り、業務急激に輻輳しますのでよろしく願います。

○現在川戸君がやっているのでその体制で考えて行く。
主旨はよくわかった。

7. 六丁目スーパー富士屋跡地当分の間借用したい。

(要旨) 当該地が使用地になった場合核的店舗が具体化するまで(約1年) 6丁目地区の共同駐車場として借用したい。

○文面ではよくわからなかったが結局代金を遅らせてほしいということであれば ^(損字)計してみたい。

第二項 金融

銀行・信用組合 昭和二十三年九月一日から三重銀行本店営業

部亀山特別出張所を東町に開設した。同所は翌年十二月に亀山出張所となり、さらに昭和二十五年十一月に亀山支店に昇格している。昭和二十六年十月、太道無尽亀山支店は名称変更により、第三相互銀行亀山支店となった。昭和二十三年十月二十三日には、亀山信用組合が設立している。組合長には小亀衡一が就任し、組合員数は一五二七人であった。他に昭和四十二年北

伊勢信用金庫亀山支店が本町で開業してもいる。

中小企業金融 昭和二十七年九月に亀山町中小企業信用協会が発足した。亀山町の中小企業の金融対策の一貫として信用保証制度が樹立しており、それに合わせて設立されたのである。中小企業の経営者で融資を希望する者に対して、信用の保証を行い、融資が円滑に行われ、中小企業の振興をサポートすることを目的としていた。『亀山町時報』26号では発足した九月から申込みを受け付けており、有効にこの制度を利用するように勧めている。